

環境創造型農業サミット企画・調整業務 企画提案コンペ実施要領

第1 目的

この要領は、本県環境創造型農業の一層の推進を目的とする「環境創造型農業サミット企画・調整業務」を委託するための企画提案コンペ（以下「コンペ」という。）を実施するにあたり、コンペの公平性及び良質な企画を確保し、事業を効率的かつ円滑に遂行するために必要な事項を定めるものとする。

第2 委託業務の内容

委託業務の内容は、別紙「環境創造型農業サミット企画・調整業務 企画提案コンペ募集要項」（以下「要項」という。）のとおりとする。

第3 コンペ参加資格者及び募集方法

- （1）コンペに参加できる者は、法人又は法人以外の団体等とし、応募資格は別途定める要項のとおりとする。
- （2）コンペに参加する者は公募により募集する。

第4 コンペ参加に必要な書類等

提案は要項に定める「環境創造型農業サミット企画・調整業務企画提案コンペ応募申請書」により提出するものとし、必要な書類等は要項のとおりとする。

第5 審査委員会の設置及び構成

- （1）採用する企画提案を決定するため、審査委員会を設置する。
- （2）審査委員会の運営及び構成については、別途定めるものとする。

第6 審査方法

審査は、書面審査及びプレゼンテーション審査によるものとし、その詳細は別に定める「環境創造型農業サミット企画・調整業務企画提案コンペ審査方法」による。

第7 その他

- （1）このコンペに係る事務は、兵庫県農林水産部農業改良課において処理する。
- （2）参加者から提出された書類は返却しない。
- （3）このコンペへの参加等に係る一切の経費は、参加者の負担とする。
- （4）この要項に定めるもののほか、コンペの実施に関して必要な事項は別に定める。

附則

（施行期日等）

- 1 この要領は、令和6年7月18日から施行する。
- 2 この要領は、第1条に掲げる目的が達成された日をもって、その効力を失う。